

休会に関する規則

第1条 本規則は、定款第9条に規定する休会に関する事項を定める。

第2条 本会の会員は、海外留学またはその他の理由で、本会の会員としての義務を遂行できない場合には、休会とすることができる。

2 休会の際の会費は免除とする。ただし、その期間は原則として本会会員としての権利は保留とするが、本会が定める単位付与の対象となる企画への参加および単位の取得についてはこれを妨げない。

第3条 休会の申請をしようとする会員は、本会所定の方法(会員専用 Personal Web 等)により、次の事項を申告するとともに、休会理由を客観的に証明する書類(勤務証明書、診断書、母子手帳等)を提出しなければならない。

- (1) 休会の理由および期間
- (2) 海外留学・海外勤務等の場合はその赴任先
- (3) 国内の連絡先(代理人を含む)
- (4) その他審査に必要な事項

2 休会は理事長の承認があったときに効力が生ずる。

第4条 休会の期間は本会の事業年度(2月～翌年1月)を単位とし、原則として1年または2年とする。休会は原則として申請の翌事業年度から開始するものとする。

第5条 休会期間が満了したときは、原則として当該満了日の翌事業年度開始時をもって自動的に復会するものとする。

2 休会期間中に休会を取り止め(中途復会)しようとするときは、速やかに理事長に届け出るとともに、当該事業年度分の年会費を全額納入しなければならない。

第6条 この規則の変更は、理事会の議決による。

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に承認された休会については、なお従前の例による。